

④ 電子取引のデータ不備と青色申告の取消し

Q : 電子帳簿保存法では、電子データの保存に不備があると青色申告が取り消されるのですか？

A : 書面で取引内容が確認できれば取り消されることはありません。

【解説】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、法律により保存義務が課されていますので、その電磁的記録を保存しなければなりません。災害等による事情がなく、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合には、保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得ますので注意が必要です。

なお、青色申告の承認の取消しについては、「個人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」に基づいて、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上で行われますが、取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

